

## 三島ジャンボゴルフセンター会員規約

(名称)

第1条 「三島ジャンボゴルフセンター会員（メンバー）」と称し、事務局は三島ジャンボゴルフセンター内に置きます

(目的)

第2条 本会は、ゴルフを通じて会員皆様の健康増進や会員相互の親睦を築き、技術の向上を図り、併せてゴルフの普及と発展に寄与すること、また、会員の特典を得ることを目的とします。

(運営)

第3条 本会運営は、すべて前条の目的に則して運営事務局が行うものとします。

(会員)

第4条 本会の正会員とは「三島ジャンボゴルフセンター」の承認を得て所定の会費を支払い、すべての手続きを終了したものをいい、有効期間は会費納入日から1年とします。

本会の準会員とは「三島ジャンボゴルフセンター」の承認を得て発行手数料を支払い、すべての手続きを終了したものをいい、有効期間は会費納入日から1年とします。

●スクール会員の有効期間はスクール入会中に限ります。発行手数料は無料とします。

●法人会員の有効期間は当該法人在職中に限ります。

●日本大学ゴルフ部会員の有効期間は在部中に限ります。

(会員の種類)

第5条 本会の会員種類は、以下の通りとします。

正会員	●レギュラー会員	(男性 60 歳未満)	※ジュニア会員を除く
	●レディス会員	(女性 80 歳未満)	※ジュニア会員を除く
	●シニア会員	(男性 満 60 歳以上～80 歳未満)	
	●ゴールド会員	(男性・女性 満 80 歳以上)	
準会員	●スクール会員 (一般)	(男性 60 歳未満)	※ジュニア会員を除く
	●スクール会員 (レディス)	(女性)	※ジュニア会員除く
	●スクール会員 (シニア)	(男性 満 60 歳以上)	
	●法人会員 (一般)	(男性 60 歳未満)	※ジュニア会員を除く
	●法人会員 (レディス)	(女性)	※ジュニア会員を除く
	●法人会員 (シニア)	(男性 満 60 歳以上)	
	●日本大学ゴルフ部会員 (男子)		
	●日本大学ゴルフ部会員 (女子)		
	●ジュニア会員	(小学 3 年生以上～高校生以下)	

(入会手続き)

第6条 本会正会員に入会を希望する方は、本規約と別途定める諸規則を了承のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入し、年会費を納入して下さい。入会日は入会申込書受付日とします。本会準会員に入会を希望する方は、本規約と別途定める諸規則を了承のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入し、発行手数料を納入して下さい。入会日は入会申込書受付日とします。

(会員の継続)

第7条 会員の継続をご希望の方は、所定の手続きを行って下さい。なお、有効期限を過ぎてからの継続手続きによる有効期限は、継続手続き当日から1年となります。継続手続きが未完了の期間においては、会員の特典を受けることができません。

(年会費・更新料)

第8条 1、メンバーに入会を希望する方は、入会時に年会費を納入して下さい。更新の際は、更新料を納入して下さい。(現金もしくはICカード残高よりお支払い可能)

2、年会費及び更新料は以下の通りとします。

●レギュラー会員・レディス会員・シニア会員 年会費 3,000 円 更新料 3,000 円

●ゴールド会員・準会員 年会費 無料 更新料 無料

3、納入された年会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。

(会員の特典)

第9条 会員の特典は、すべての会員において会員有効期間中に限り適用されます。

- 1、入会時に1,000 プレミアムプレゼント（ゴールド会員・準会員を除く）
- 2、更新時に1,500 プレミアムプレゼント（ゴールド会員・準会員を除く）
- 3、入会時に打席料無料（ゴールド会員・準会員を除く）
- 4、ボール使用料の割引（スクール会員は、打ち放題のみ適用）
- 5、レンタルクラブの貸し出し無料
- 6、ポイントサービス（準会員を除く）
- 7、親睦コンペへのご案内

(会員証)

第10条 1、本会は、所定の会費を納入した会員に対し会員証を発行します。

- 2、会員は、会員証を第三者に譲渡または貸与することはできません。

(会員の資格譲渡)

第11条 会員資格を第三者に譲渡または貸与及び名義変更は一切認めません。

(プレミアム及びポイントの有効期限)

第12条 プレミアム及びポイントの有効期限は、会員の有効期限と同じとします。

(届け出)

第13条 住所、氏名等申し込み内容に変更があった場合は直ちに「三島ジャンボゴルフセンター」にお届け下さい。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は次のとき、会員資格を喪失します。

- 1、本人の申し出によるもの
- 2、本規約に定める諸規則に違反、本会の信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき
- 3、やむを得ない理由で本会が退会をお願いしたとき
- 4、死亡のとき

(事故の責任)

第15条 当ゴルフ練習場及び催しにおいて、生じた事故については、その責を負いません。

(個人情報の管理)

第16条 会員が申込書に記載した個人情報は、法令等に基づき適切に管理いたします。

(規約の改定)

第17条 1、本練習場は、以下の場合に、本練習場の裁量により本規約を変更することがあります。

- ① 本規約の変更が、利用者の利益に適合するときや、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
  - ② 前項により、本練習場が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヵ月前までに、本練習場は、本練習場内への掲示、ホームページへの掲載その他適切な方法により利用者に周知します。
  - ③ 変更後の規約の効力発生日以降に、利用者が本規約に基づき本練習場を利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなします。
- 2、本練習場は、運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に停止することがあります。
  - 3、前二項における損害について、本練習場は一切責任を負いません。

以上

2017年1月1日制定  
2022年12月1日改定

有限会社MKC  
三島ジャンボゴルフセンター